高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するために実施するものです。

対　　象　次の全てに該当する方
- ▷平成27年１月１日時点で、土岐市に住民票のある方
- ▷平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方
- ▷平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年４月１日以前に生まれた方）※生活保護受給世帯の方や、市民税が課税されている方の扶養親族などは対象外

支 給 額　１人につき３万円

申請期間　５月23日（月）～８月31日（水・当日消印有効）

５月中旬頃、要件を満たしていると思われる方に申請書を送付しますので、上記の申請期間内に申請してください。支給要件を満たす方で申請書が届かない場合は、問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください

臨時福祉給付金に関して市役所や厚生労働省の職員が、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることなどは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきたり、郵便物が届いた場合には、すぐに市の臨時福祉給付金対策室（内線168）または多治見警察署（☎㉒0110）に連絡してください。

カクニンジャ

問　福祉課（内線168）

病後児保育をご利用ください

病後児保育とは、病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に一時的にその児童の預かりを行う事業です。病後のお子さんがいる方で、お医者さんからあと数日自宅で様子を見るように言われたがこれ以上仕事が休めないときや、冠婚葬祭などでどうしても出掛けなければならないときなどに、病後児保育をご利用ください。ご利用には事前登録が必要です。

利用できる児童

保護者が就労、傷病などやむを得ない事情により家庭での保育が困難で、次のいずれにも該当する児童
- ▷市内在住の生後８カ月～小学６年生の児童
- ▷病気の回復期にあり、医療機関に入院の必要はないが安静にする必要があり、集団保育が困難な児童

※ただし、病気の程度などにより、利用できない場合があります。

場　所　東濃厚生病院みずなみ病後児保育所（瑞浪市寺河戸町1049-1・☎㊽4111）

利用時間　午前８時～午後６時

休園日　土・日曜日、祝日、年末・年始

定　員　１日２人

利用可能日数　連続して７日まで（休園日を含む）

料　金
- ▷利用料＝１日2,000円（生活保護世帯は無料）
- ▷昼食代＝300円程度（おやつ代は除く）

※その他、緊急で受診した場合の医療費や紙おむつが不足した場合の実費は保護者負担です。

３人以上のお子さんがいる世帯は利用料が無料になります

４月１日から、18歳未満のお子さんが３人以上いる世帯が病後児保育を利用する場合は、利用料が無料（昼食代は除く）となりました。毎年度手続きが必要です。以前に病後児保育の利用登録をした方も、子育て支援課で手続きをしてください。

申・問　子育て支援課（内線161）